

市第153号議案

令和6年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,365 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,151,982 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

提案理由

人件費及び旧上瀬谷通信施設地区事業費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,129,728	千円 22,730	千円 2,152,458
	1 国庫補助金	2,129,728	22,730	2,152,458
6 繰入金		4,146,814	32,635	4,179,449
	1 他会計繰入金	3,905,714	32,635	3,938,349
9 市債		24,897,000	22,000	24,919,000
	1 市債	24,897,000	22,000	24,919,000
歳 入 合 計		33,074,617	77,365	33,151,982

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発事業費		33,074,617 ^{千円}	77,365 ^{千円}	33,151,982 ^{千円}
	1 総務費	606,161	14,042	620,203
	2 事業費	30,061,528	63,323	30,124,851
歳 出 合 計		33,074,617	77,365	33,151,982

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧上瀬谷通信 施設地区事業 費	千円 22,366,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は令和6会計 年度。ただし 、その全部ま たは一部を翌 年度以後に繰 り越し、起債 することができる。	7.0 %以内 ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする 。	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	千円 22,388,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は令和6会計 年度。ただし 、その全部ま たは一部を翌 年度以後に繰 り越し、起債 することができる。	7.0 %以内 ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする 。	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
計	24,897,000				24,919,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地開発事業費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区 第1期地区土地区画整理事業	千円 706,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	新網島駅周辺地区土地区画整理事業	760,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	新網島駅周辺地区関連事業	10,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	16,695,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	548,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	80,000
設 定 額 合 計			18,799,000